

◎申込みに関すること

Q1: メールアドレス登録は、携帯のアドレスでも可能でしょうか？

A1: 本学は、パソコンを利用したメールアドレスの登録を推奨しています。入力していただいたアドレスには、本学から講習に関する情報を送付します。講習によっては、講習の事前・事後連絡、講習資料などをメールに添付し、送付することもあります。携帯のアドレスで登録することは可能ですが、文字がすべて表示されなかったり、添付ファイルが送信できなかったりする場合があります。

(携帯のメールアドレス登録にあたっては、自己責任で行ってください。ドメイン設定等により本学からのメールが不着となったり、文字数制限により本学からの連絡が全文表示できなかったりした場合も、本学は責任を負いません。)

Q2: 「主な受講対象者」に記載の学校種・教科種以外の教諭は、当該講習を受講できないのでしょうか？また、受講しても履修認定されないのでしょうか？

A2: 講習内容から想定される主な受講対象者であり、対象となる学校種や教科種をわかりやすく示したものです。受講者を制限するものではありませんので、学校種や教科種が異なっても対象職種が該当すれば受講可能です。

Q3: 1次募集は抽選ですが、どのくらいの倍率ですか？

A3: 昨年は講習によって定員の1.0倍以下～2.5倍程度でした。今年度は必修講習以外の募集定員を増やしています。

Q4: 当選しやすい講習はどれですか？

A4: 募集定員の多い講習より、募集定員の少ない講習の方が当選しやすい場合があります。申込者が所持する免許状から、「主な受講対象者」に当てはまらなそうと思っし、限定されている学校種・教科種の講習を避ける傾向があるからです。学校種・教科種にこだわらず上手に選んで申込みをされている方が「すべてOK」の結果となるケースは多々あります。

Q5: 抽選は「講習ごと」ですか？「人ごと」ですか？

A5: 「講習ごと」の抽選です。講習によって募集定員が異なりますので「人ごと」に抽選すると支障をきたすためです。申込結果はご登録メールアドレスに「すべてOK」「一部OK」「すべて不可」のメール通知をします。

Q6: 1次募集で抽選に外れました。どうしたらよいですか？

A6: 6/5(月)20時申込開始の2次募集(先着順)をご検討ください。1次募集で定員に空きが発生した講習の募集を行います。2次募集の案内は、6/2(金)～4(日)にホームページでお知らせします。

Q7: 2次募集でも受講可能となりませんでした。どうしたらよいですか？

A7: 2次募集の通知の際に、1次・2次募集の申込結果から、「一部OK」「すべて不可」の方に対し、「eラーニング」講習のご案内をしますので、ご検討ください。

Q8: 複数の大学に申込みをしています。抽選結果を早く教えてもらうことはできますか？

A8: できません。どの大学にどのタイミングで申込みをされるかは、受講者自身の判断となります。事前に文部科学省のホームページ等で、他大学の募集スケジュールを比較・検討してください。

Q9: 受講2年目ですが、申込書類は再度提出する必要はありますか？

A9: 2年目の場合も1年目と同じ手続きをしていただけます。

Q10: 昨年の●●先生の講習が良かったので、今年も受けることができますか？

A10: 同じ講師による同じ講習名・内容の講習を2回受講することはできません。ご注意ください。

Q11: 免許状に記載されている姓と現在の姓が違います。申込みをする時に必要な手続きはありますか？

A11: 受講申込み時に必要な手続きはありません。受講申込みは現在の姓で記入してください。ただし、免許管理者(都道府県教育委員会)に更新講習修了確認申請する際に必要な手続きがあります。予め免許管理者に確認ください。

◎受講資格や制度に関すること

Q12: 去年までに受けなければいけなかったのですが、知らずに過ぎてしまいました。どうしたらよいですか？

A12: 期限が過ぎてしまったことを、免許管理者である所属の教育委員会に確認してください。本学としては、「申請書に所属長もしくは教育委員会の証明があれば受講可能」としています。

Q13: 免許状の更新に必要な講習は、誰でも受けられるのですか？

A13: 講習が受講できるのは、教員、採用内定者のほかに、過去に教員として経験がある者、臨時任用(または非常勤)教員リスト登載者など、受講対象者でなければなりません。過去に教員経験がなく、また教員になる予定もない方は、免許状を持っていても受講することができません。

Q14: 教員免許状更新講習の対象者でない場合、講習は受講できませんか？

A14: 講習対象者以外の方は、免許状を所持されている場合でも本学ではお断りさせていただいております。

Q15: 次回の修了確認期限の時には65歳になりますが、また講習を受講する必要がありますか？

A15: 65歳を過ぎてても講師などで教壇に立つ場合は、講習を受講する必要があります。

Q16: 旧免許状を持っています。教員として働いている者と働いていない者とは、修了確認期限を超過した場合、免許状の効力はどのように違うのでしょうか？

A16: 【現職教員の場合】修了確認を受けない場合は、免許状が失効します。免許状を免許管理者に返納していただく必要があります。

【現職教員以外の者の場合】修了確認の義務が課されていないため、修了確認期限を過ぎてても免許状を返納する必要はありませんが、教員になることはできません。教員になるためには、更新講習を修了することが必要となります。

Q17: 現職の教員ではありませんが、受講資格がありますか？

A17: 教員としての勤務経験がなく、また教員として就業予定のない方は、原則として免許状を有していても受講できません。受講できるのは、教員、採用内定者のほか、過去に教員として勤務した経験がある方、臨時任用(または非常勤)教員リスト登載者などです。リストがない場合でも任命権のある学校法人や教育委員会が認めれば受講対象者となります。事前に教員委員会など免許管理者に確認してください。

Q18: 臨時任用(または非常勤)教員リストが無い場合はどうなるのですか？また、学校単位で作成しているリストに載っている者も受講対象となるのでしょうか？

A18: 教員を任命・雇用することができる学校法人や教育委員会が認めれば対象となりえます。

Q19: 幼稚園教諭の免許を持っている保育所の保育士は、講習を受講できますか？

A19: 幼稚園教諭免許状をお持ちの方で、認定こども園で保育士として勤務している場合や、勤務する保育所の設置者が、幼稚園も運営しており、幼稚園教諭として勤務する可能性がある場合は、講習の受講が認められます。

Q20: 幼稚園教諭の免許状を持っている保育園の保育士は免許状更新講習を受講できますか？

A20: 認可保育所に勤務する保育士の方、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士の方は受講することができます。

ただし、保育士の方は受講の義務がないため、旧免許状所持者(平成21年3月31日以前に教員免許状を授与された方)の場合、修了確認期限までに免許状更新講習の修了確認期限を受けなくても免許状が失効することはありません。修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教員になるときは、教員になるときまでに免許状更新講習を受講・修了し、各自で免許管理者(住所地のある都道府県教育委員会)に申請を行う必要があります。

※詳細は、文部科学省のホームページ「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)」を確認ください。

◎受講に臨むにあたって

Q21: 事前の課題などはありますか？

A21: 講習の中には事前に書籍を送付して講習までに読んで臨んでいただくものがあります。また事前アンケートをご提出いただく必要があります。

Q22: 講習を欠席・遅刻・早退することはできますか？

A22: 原則、講習の欠席、遅刻、早退は認めません。講習時間は、法律で定められた時間を基準に設定しております。

Q23: 大学まで車やバイク(原付)で行きたいのですが、可能ですか？

A23: 大学の駐車場は一般開放していません。大学周辺の有料駐車場をご利用ください。大学の駐車場以外を利用される場合でも、駐車場(私有地)で起きた事故は保険の補償対象外となり、大変な対応を被ることになりかねません。可能な限り公共交通機関でお越しいただくことが賢明かと思えます。

【注意】渋滞など交通事情による遅刻はいかなる理由も認められません。

Q24: 自転車でも行ってよろしいですか？

A24: 自転車でお越しの際は、大学1階の駐輪場をご利用いただけます。ただし駐輪場内で事故・トラブルがあっても大学は責任を負いかねます。自転車保険に加入され、防犯対策は各自で行ってください。

Q25: 傷害保険はどのようになっていますか？

A25: 本学では加入の取りまとめはしていません。傷害保険加入を希望される方は各自でご加入ください。